

## 川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン小委員会運営要領

平成 17 年 7 月 19 日  
都市計画審議会決定

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成 12 年規則第 60 号）第 3 条及び川崎市都市計画審議会運営要領（平成 12 年 7 月 18 日都市計画審議会決定）第 10 条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 小委員会は、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という）」を策定するために、都市計画マスタープラン素案及び案の作成に対して、学識経験者の立場から専門的な助言を行うことを目的とする。

### (会議)

第 3 条 小委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その 7 日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

3 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員長の任期)

第 4 条 委員長の任期は、委員の任期とする。

### (会議の公開)

第 5 条 小委員会の会議は、公開とする。ただし、小委員会が、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 2 号）第 5 条の規定に

基づき、非公開にする旨を議決したときは、この限りでない。

( 会議資料の提供 )

第 6 条 会議を公開する場合は、会議資料(川崎市情報公開条例(昭和 59 年川崎市条例第 3 号)第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する情報を除く。)を閲覧に供し、その概要版を傍聴する者に配布するものとする。

( 議事録 )

第 7 条 委員長は、小委員会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員 1 人がこれに署名するものとする。

2 第 4 条の規定により公開した会議の議事録(川崎市情報公開条例(昭和 59 年川崎市条例第 3 号)第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する情報を除く。)は、公開するものとする。

( 委任 )

第 8 条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要領は、平成 17 年 7 月 19 日から施行する。